

第十六回国会 衆議院 電氣通信委員會議録第六号

昭和二十八年六月二十九日(月曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 成田 知己君

理事 若川 興助君 理事 塩原時三郎君

理事 橋本登美三郎君 理事 小泉 純也君

庄司 一郎君 玉置 信一君

齋藤 憲三君 廣瀬 正雄君

甲斐 政治君 松井 政吉君

三輪 壽壯君 風見 章君

出席政府委員

郵政事務官(大臣官)

房電氣通信監督官

委員外の出席者

金光 昭君

日本電信電 梶井 剛君

話公社總裁

日本電信電 吉澤 武雄君

日本電信電 秋章 篤二君

公社總經理 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

専門員

六月二十六日

委員中村梅吉君辞任につき、その補

欠として田中彰治君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十七日

委員柴田善男君辞任につき、その補

欠として上林與市郎君が議長の指名

で委員に選任された。

六月二十七日

鹿屋電報電話局舎新築の請願(永田

良吉君紹介)(第一八四三号)

鹿屋 鹿屋島間に超短波無線電話設

置の請願(永田良吉君紹介)(第一八

四四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

諏訪中継放送局設置に関する陳情書

(長野県諏訪市議會議長小松寛美)

(第四七一号)

電話料金引上げ反対に関する陳情書

(日本証券業協会連合会会長小池厚

之助外一名)(第四七二号)

都市を中心とする通信網の整備拡充

の陳情書(京都市議會議長竹内忠治)

(第五〇六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會申入れに関する件

九州地方の豪雨による電信電話施設

災害状況に関する件

公衆電氣通信法案(内閣提出第九一

号)

有線電氣通信法案(内閣提出第九二

号)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法

施行法案(内閣提出第九三号)

○成田委員長 ただいまから開會いた

します。

お諮りいたしますが、ただいま労働

委員會において審査中の公共企業体等

労働關係法の一部を改正する法律案に

つきましては、本委員会といたしまし

ても多大の関心を持つておりますの

で、本案について、労働委員會に連合

審査會の開會を申出たいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○成田委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

○成田委員長 次に日本電信電話公社

當局より、九州地方の豪雨による電信

電話施設災害状況につき、報告いたし

たい旨の申出がありますので、これを

許します。堀井説明員。

○堀井説明員 今日北九州における

被害は、その被害が非常に甚大でござ

いまして、損害額は約二十億に上るだ

らうといわれております。しかし詳細

はまだ情報が十分に得られない場所も

ございまして、正確な数字はいまし

ばらうお待ちを願いたいと思ひます。

大体におきまして、福岡までは通信

はできております。福岡から以南、熊

本方面までが、通信が非常に困難にな

つておりまして、現状におきまして、

福岡、折尾間一回線、福岡、戸畑一回

線、福岡、久留米七回線、福岡、大牟

田二回線、福岡、鹿屋島三回線、福

岡、熊本二回線、これらのものは現在

通信が可能であります。しかし洪水の

現地にはまだ行かれないという状態に

なつております。

被害のパーセンテージを申し上げます

と、福岡県は市外線が約三三%、電信が

四三%、市内加入者が二一%、大分が

市外線が五九%、電信が九八%、市内加

入者が一四%、長崎が市外線が四五%

、電信が二八%、市内加入者が八%、佐

賀が市外線が五八%、電信が九二%、

市内加入者が六〇%、熊本が市外線が

五八%、電信が二〇%、市内加入者が

四一%という状態になつております。

交換機の浸水したもの等が相当数多く

なつておりまして、市内の交換機能を

失つて居る局が福岡において十局、大

分において四局、佐賀において七局、

熊本において五局ございます。現在通

信をできるだけ迅速にはかすために、

臨時の回線あるいは臨時中継によりま

して通信をはかしておりますが、電信

につきましては多少の停頓を来してお

ります。電話の方は至急の通話また非

常通話を主としていたしております。

従業員は、一萬三千人おります。そのうち

約六千人が罹災者に推定されてお

ります。そうして死者の数は、熊本県内

において二名、また職員の家族が六名家

屋の流失によつて死んだのでございま

す。また佐賀県におきましては職員が

二名、家族が三名行方不明になつてお

ります。目下これらの従業員を救済す

るために、広島から三百トンの

海底線敷設船に、食糧、衣料、医薬

品その他急の資材を積み込みまし

て、熊本県の三角に送りまし。それ

によつて、さしむき仕事に支障のない

ようにという方法をとつております。

また本社からは、建設部長初め数名の

者が福岡の方面に参つております。ま

た中国通信局、四国通信局からも応援

を出しております。なほ詳しい情報を

得次第、できるだけ早く復旧いたしま

すように、資材の手配を目下こつちで

考えておる程度であります。

○成田委員長 ただいまの災害報告に

ついて御質疑ございませんか。

○橋本(登)委員 ただいまの御報告に

よりまして、非常に膨大な損害が生じ

たようでありますが、この二十億の災

害復旧の予算的措置等について御説明

を願います。

○堀井説明員 災害復旧は予備費で支

弁するつもりでございまして、現在暫

定予算において四億五千万円の予備金

になつております。現在審議されてお

ります予算におきまして、十一億の

予備費がございまして、十一億の

から十一億の予備費によつて災害を復旧

するわけでありまして、もしこの金額

をもちまして、現在の経費のうちから

差繰りやりましますけれども、将来に

おいて、補正予算の際にその不足分を

お願いしなければならぬと思つてお

ります。

○庄司委員 電通關係の災害地域内に

おけるところの住宅一人の住宅はし

ばらくおいて、公の官舎的な公舎とい

ひましようか、そういう住宅の被害と

か、九州災害によつて家屋が倒壊した

とか、あるいは職員が住む住宅がなく

なつたというような被害がどのくらい

あるか。まだ御調査になつておりませ

んか。あるいはそれに対する被害があ

れば、職員の住生活を安定させるため

の対策等に関して、何らかの御計画が

あるでしょうか。

○堀井説明員 職員の住宅の流失等

につきましては、まだ詳しい報告が参

つておりません。しかし先ほど申し上げ

ましたように熊本県内において職員が

二名、家族が六名、また佐賀県にお

きまして職員が二名、家族が三名死んで

おります。さような次第であります

から、住宅においても相当の被害があ

るだろうと思ひます。一応これらの罹災した家族のうちで、家を失つた人々に対しましては、他の社宅に収容するとか、あるいは局舎の中に収容するとかいう方法をもつて、応急の措置を講じなければならぬと思ひます。従つてこれらの人々に対する見舞金、救済金その他につきましては、それ／＼手配をいたしてあります。

○庄司委員 よろしゆうございます。

○成田委員長 ほかに御質疑ございせんか。——ないようでございますから、この際御報告申し上げます。

先般の委員会におきまして、委員長一任になつておりました公衆電気通信法案外二案についての参考人を決定いたしましたので、御報告申し上げます。六月三十日の火曜日午前十時から、豊島区議員粕谷美彌子君、東京証券取引所理事、日本証券業協会連合会長小池厚之助君、電気通信協会専務理事、元通信省工務局長藤原登君、全国銀行協会連合会長 千代田銀行頭取千金良宗三郎君、日本経済新聞社論説委員長友光正昭君、翌日の七月一日水曜日午前十時から、全国電気通信労働組合中央執行委員長石川辰正君、公益事業学会事務局長、明大講師北久一君、東京私設電話連合会理事三島一郎君、東京商工会議所商業部副部長樋口裕人君、電話工事協会副会長横山誠太郎君、以上の通りであります。

○成田委員長 では前会に引続きまして、公衆電気通信法案、有線電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を一括議題とし、審査を進めます。

先般郵政大臣より三法案の大綱につ

いて説明を聴取したのでありますが、この際政府委員よりやや詳細な補足説明を求めると存じますので、質疑を続行いたします前にその説明を求めます。金光政府委員。

○金光政府委員 それでは私より、ただいま当委員会において御審査をお願いしております有線電気通信法案、公衆電気通信法案及び両法の施行法案三法案につきまして逐条説明にかえまして、内容の重要な点につきまして御説明を申し上げます。

現在有線電気通信関係につきましては、この国の基本法は、すでに御承知のごとく電信法、電信線電話線建設条例、電信電話料金法といつたものがこの基本法規と相なつておるわけであり

ますが、そのうちで電信法につきましては明治三十三年の法律であります。また電信線電話線建設条例に至りましては明治二十三年、旧帝國議會開会前の法律でございます。かかる状態で、これら基本法は現在新憲法下におきましては、その内容におきまして相当修正を要する点があるというところで、この際これら有線電気通信法に關しまする基本法についての根本的な改案をいたすことといたしまして、ただいま御提出申し上げましたような三法案の形に、今回はこれを整理統合いたしました次第でございます。そこで従来の電信法におきましては、一方におきまして有線電気通信法に對する監督、規律の規定をその内容に持ちますと同時に、公衆の一般的に利用いたします電信電話についての利用關係の基本的な關係を、同じ法律の中で律しておつたのでございますが、この二つのものはその性質から見まして相当相違があ

りますので、この際は、ただいま申しましたような有線電気通信に關する監督、規律の法律を一つと、それから日本電氣公社及び國際電信電話株式会社を行います公衆電気通信業務に對する業務關係の基本法律を一つ、それからこの兩法案を施行するに必要な経過的措置及び關係法令の整理等を制定いたしました兩法の施行法案、こういう三つの形にいたしました次第でございます。

そこでまず有線電気通信法の内容につきまして、最初に御説明申し上げます。この有線電気通信法の制定の基本方針といたしましては、従来の電信法が電信電話の政府專掌、官營の方針を貫きますと同時に、私設の電信電話につきましては極度にこの設置範圍を制限しておつたのでござい

ます。そのために本来ならばその事業遂行上当然専用の電気通信設備を施設したいといふような事業につきましても、これらの設置が認められない。あるいは農山漁村等の非常な辺鄙な地域におきまして、従来國營時代におきましては、当然これは政府においてそれらの地域についての電信電話サービスも実施すべきでありましたが、予算その他の關係で、それらの地域の電信電話の便益を与えることができない、さればといつてこれらの地域におきまして民等によります設備等も一切認めないといつたような建前になつておつたわけでございますが、今回はこれらの方針を一擲いたしまして、私設の有線電気通信設備につきましても、その設置を原則として自由とする。しかし一方におきまして公衆電気通信の一元化をそこなうという面からの制約というこ

とは当然考へるべきでございます。公衆電気通信業務につきましては、主として國內電気通信業務につきましては日本電信電話公社、國際電気通信業務につきましては國際電信電話株式会社の独占的の經營を認める。しかしその独占を侵すようなおそれのない私設の有線電気通信設備につきましては、これをできるだけ自由にす

る。しかしこれらの設備のうちにおきましても、その設備の共同設置とか、設備相互間の接続とか、あるいは他人通信の媒介等のごとき、公衆通信類似の行為につきましては、これは所要の制限を加へる必要がありますので、それらについての制限をなすといふこと

にいたしましたのであります。次に第二点といたしまして、これらの私設の有線電気通信の設備の設置につきましては、特にこの法律によりまして制限を加へるべき点は何かと申しますと、他の通信に妨害を与えないといふことが一つでありまして、それから次に人体に危害を及ぼしたり、あるいは物件に損傷を与えたりしないことといふことが一つ、これの二つと、先ほど申しましたような公衆電気通信業務についての一元性をそなはねといふ、この三つの要請を満たし得ればそれでよいのではないかと。そこで設備的に見て他の通信に妨害を与えたりか、あるいは人体、物件に危害、損傷を与えたりすることにつきましては、その設備の設置及び維持につきまして必要最小限の技術基準を定める。その技術基準によりまして、できるだけ施設者が自分で自律してこの技術基準を守るといふことを基本方針としたので

あります。

第三に、これらによりまして定められた設備の設置及び使用に關する規律の保持につきましては、ただいま申し上げましたように、できるだけ施設者の自律にまかしまして、許可だとか届出等の行政的の措置というふうなものをして行政簡素化の趣旨に沿うといふことを考へた次第でございます。以上三つの基本方針に基きまして、この有線電気通信法を制定いたしましたわけでございます。

次に、この法案のおもな内容を御説明申し上げます。第一に、まず有線電気通信法で規律する対象は何かといふことを明らかにしたわけでございます。有線電気通信設備としてこの法律で規律する対象といたしましては、導体を利用して電磁的方式によつて、符号、音響または映像を送受する一切の有線電気通信設備といふものの対象を明らかにし、それと同時に本来の有線電気通信設備ではございませんが、これに非常に類似しております信号設備の技術的な面につきましては、やはりこの有線電気通信法の対象に入れることといたしたので

あります。

次に、私設の有線電気通信設備の設置につきましては、先ほど基本方針で申し上げましたように、従来の電信法におきましては非常にこの範圍を制限しておつたのでございまして、今回は一人の専用に供するために単独で設置する設備である限りにおきましては、公衆電気通信の一元化をそこなうおそれがあるまいので、現在の社会經濟情勢から見まして、これをできるだけ自由にするといふことといたした

あります。

あります。

あります。

のであります。しかしながら一人以外の者、たとえ共同で設置する者ということになりますと、これを無放任にいたすことになれば、公衆通信の一元化という問題と関連が出て参りますので、原則として禁止するが、一構内等の設備とあるいは有線放送の設備につきましても、それらの公衆通信の一元化をそこなおそれがありませんので、これを自由設置することを認める。しかしそれ以外の、たとえば共同で行う業務とか、あるいは非常に緊密な関係を有する業務に使用するために、共同で二人以上の設置するもの、そういう設備、あるいは公社の電話加入区域に属さないような農山漁村等の辺鄙な地域、これをこの法律では特定地域設備と称しておりますが、これらの地域に設置されます設備というものにつきましても、郵政大臣の許可を受けて設置をするということとした次第でございます。

次にこの設備をいよくつくりまして、それを使用する場合における制限をいたしましては、私設の有線電気通信設備をつくりました場合に、二つ以上の設備の接続ということが行われ得るわけでございますが、この接続につきましては、ただいまの二人以上の人が共同で設置するものと、結局接続した後における形は同様でございますので、ただいま申し上げましたと同様に、一構内等の設備あるいは有線放送の設備相互間におきましては、これを自由にする、あるいは非常事態等におきましては、郵政大臣が命令をして緊急通信を行うために接続をさせるといふような場合におきましては当然でありま

あるいは緊急業務に必要な設備の接続等につきましても、共同設置と同様に、郵政大臣の許可を必要とするということにいたしましたわけであります。

その他他人の通信を媒介する、あるいはその設備を他人の通信に利用させるといふようなことにつきましては、現在の電信法におきましては主務大臣の命令があつた場合以外認められておりませんが、今回のこの法案におきましては、非常事態におきまして郵政大臣が命令して緊急通信を行わせる必要がある場合、あるいはただいま申し上げましたような接続を許された者相互間の通信、その他法令に基きまして通信を行う場合、あるいはその設備が特定地域の設備または有線放送設備である場合、これらの場合につきましてものみ、他人の通信の媒介あるいは他人の通信の用に供するということを認めることとした次第でございます。

次に第四点といたしまして、先ほど申し上げましたような設備の技術的な根拠といたしまして、混信等の設備相互間の妨害、あるいは人体または物件等に対する危害、損傷を未然に防止する、あるいはこれを排除するために必要最小限度の技術基準を設けることといたしたわけでございます。この法案におきましては、ただいま申し上げましたような基本方針のみを定めまして、技術的なこまかな基準につきましては、これを政令にゆだねることとした次第でございます。

第五点といたしましては、これらの技術基準に基きまして設置をされた設備につきましても、もしその設備が技術基準に合致しないために、他の通信に妨害を与える、あるいは人体に危

害を与える、あるいは物件に損傷を与えるといつたような場合におきましては、必要限度におきまして郵政大臣が設備の使用の停止または改造、修理等の措置を命じ得ることとした次第でございます。また先ほど申し上げましたような共同設置、接続、他人使用の許可等につきましては、その設備が許可の条件に適合しなくなつた場合におきましては、郵政大臣はその許可を取消すということができ得ることとした次第でございます。

第六点といたしまして、先ほど申し上げましたような共同設置、接続等に関する行政処分があるわけでございますが、これらの行政処分中、不当な行政処分の救済をはかるために、異議の申立ての道を開き、また行政処分の公正を期するため、許可の取消しを行う場合あるいは異議の申立てを受理した場合におきましては、公開による聴聞を行うことといたしまして、権利の保護について万全を期した次第でございます。

第七点に、先ほど申しましたように本来の有線電気通信設備ではございませぬが、これに非常に類似し、または他の通信にも妨害を与えるおそれがございませぬ信号設備につきましても、やはり技術基準及びこれに関連した技術的な事項については当然これを準用する必要があるといたしますので、それらに必要な規定を設けた次第でございます。

以上が、有線電気通信法の内容のおもな事項でございます。次に引続き公衆電気通信法の内容について、主要な点を御説明申し上げます。

いと存じます。先ほど有線電気通信法の説明で申しましたごとく、現在の公衆電気通信業務につきましても、基本法といたしましては電信法、それから電信線電話線建設令及び電信電話料金法、それと一部ではございませぬが、電波法によりまして現在なお一部の効力が認められております無線電信法、これらのものがこの公衆電気通信業務についての根拠の法規になつておるわけでございます。ところが先ほど申しましたようにこの法律が制定後相当年次を経たところでございます。また現在この法律におきましては電信電話の基本的なサービスにつきましても、すべてこれを政令にゆだねております。これらの点から見まして、現在の新しい情勢から見て適当でないといふことで、この際公衆電気通信法を制定することとした次第でございます。

そこでこの公衆電気通信法の制定の基本方針を、まずもつて御説明申し上げます。第一点といたしまして、この公衆電気通信法は、有線及び無線を通じまして公衆電気通信業務に関する基本的な法律といたした次第でございます。たとい電報電話が有線と送られましようが、あるいは無線で送られましようが、公衆通信サービスとして見た場合には、それらの手段にかかわらず、この二つの有線、無線の両方を通じて、公衆電気通信法の適用を受けることとした次第でございます。

第二点といたしまして、現在の電信法におきましては事業保護のために各種の特権的な規定とあるいは罰則等が設けられておりますが、新憲法

の精神に即応いたしましたして、これらの事項をできるだけ廃止し、事業の特権性から見まして必要最小限度のみを存置させることとした次第でございます。

第三点といたしまして、公社の公衆電気通信設備の建設及び保存につきましても、必要な公用負担は土地収用法の規定によることを原則とするわけでございませぬが、公社が建設保存しております線路につきましても、その設備が全国に散在し、かつ膨大な数に上つておりますので、土地収用法によることが困難でございますので、特にその特例等を設けまして、土地等の使用等に関する手続をこの法律に規定いたしました次第でございます。現行の電信線電話線建設令に比較いたしまして、その規定を民主化し、かつ適当な補償をなすこととした次第でございます。

第四点といたしまして、現在命令によりまして規定をされております電信電話の基本的なサービスのうちで、特に法律で規定することを適当と認められるものにつきましては、これらの規定を公衆電気通信法に取入れることといたしました。付属的サービスのにつきましては、公社においてその内容を制定し得ることとした次第でございます。

第五点といたしましては、料金につきましては、主要な料金につきましては法律で定めることといたしまして、その他の付属的な料金につきましては、郵政大臣の認可を受けて公社または会社がこれを定めることとした次第でございます。第六点といたしまして、国際電気通信

業務につきまは、別途国際電気通信条約その他の付属規定がございまして、それらの規定に規定がございずればこの法律が適用されませんが、それらの条約等に規定がない場合には、当然この法律の適用を受けるといふことを明らかにしたわけがございまして、

次に法案の内容につきまして、主要なるものを逐次御説明申し上げたいと思ひます。この法案は第一章より第八章にまでわたつておりましたが、まず第一章の総則におきましては、新憲法に規定しております国民の法のもとにおける平等、表現の自由、通信の秘密の確保を保障するために、公衆電気通信サービスの提供及び利用につきまして、この法案の中にさらに利用の公平、検閲の禁止、秘密の確保につきまして必要な規定を設けた次第でございまして、

第二に非常災害時におきまして、公衆電気通信サービスの全部を提供することができない場合におきましては、重要通信を確保するために、その業務の一部を停止し得る根拠を設けた次第でございまして、

第三に現在におきましても、電信電話の業務の全部を公社の手で行つていないのでありまして、一部郵政省の特定郵便局にその業務を委託しておりますが、これらの根拠が現在の法律にございせんので、この公衆電気通信法に、郵便局に委託できるといふ根拠を置くわけがございまして、

第四にいたしまして、ただいまの郵便局に委託できない場合等におきまして、一例を申しますれば、たとえば国有鉄道あるいは地方鉄道、漁業無線局

等におきましても、電気通信設備がありまは、公社の定める条件に適合し、また公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合するものにつきまは、電信電話サービスの一部分を委託し得る、あるいは料金の収納につきまは市中銀行等に委託がございまして、

次に今回国際電気通信法ができたことによりまして、主たる国際通信業務は同公社が行ふことと相なつたわけがございまして、この法律の建前から申しますと、国際電気通信業務は、公社と公社と両方行い得ることと相なるわけがございまして、それらの同一地域におきまはるサービスを、両者の競争状態に置くことはおもしろくないわけがございまして、それら、

の行い得る国際電気通信業務の範囲は、政令でこれを定めることといたした次第でございまして、それら、

の行い得る国際電気通信業務の範囲は、政令で定められまして、それら、

の行い得る国際電気通信業務の範囲は、政令で定められまして、それら、

方面に對する国際通信は、あけてこれを国際電気通信株式会社をして行はしめることといたしたいと存じている次第でございまして、

最後に、先ほど方針の方でも申し上げましたが、国民の通信利用の自由を保障し、また国民の負担を除くために、現行法で定められております特種的な規定はこれを廃止するといふことといたした次第であります。

第二章は、電報に関する規定でございまして、この電報に関する規定でございまして、

第三章は、電話に関する規定でございまして、この第三章中主要なる規定を、

次に従来単独電話、共同電話等の電話機の設置場所は、加入者の住所、居所あるいは業務に使用する場所といふことに限定し、特に官公署あるいは法人名義でそれらの職員の住宅に設置するものにつきましては、高級職員等に

限定しておつたわけがございまして、今回は加入者の使用人あるいは加入者が行う事業に従事する職員であれば、別に高級職員と限定せず、だれでも官公署あるいは法人名義等の電話を設置し得ることといたした次第であります。

次に構内の交換電話、従来の増設電話、略称でPBXと申してありますが、このPBXにつきましては、従来ビルディング等に設置されておりましたものにつきまは、やはりビルディング内の同一構内、Aという会社ならAという会社のみしか、このPBXを利用し得ないことといたしておつたのでございまして、現在の電話事情等から見まはして、同一ビルディング内にありますBという会社につきまはしても、Aの会社の内線電話機の利用を認めることといたした次第であります。

次に現在の電話需要から見まはして、加入申込みの全部に切れ切れの状態で、現在やつております優先受理基準、優先的に受理するといふ方針は、この法律施行後といふことも存続するといふことといたしておる次第であります。

それから昭和二十四年にポツダム政令が出まして、同年の二月十五日以降に設置されたいわゆる新電話につきましては、加入権の譲渡を禁止しておつたわけがございまして、ところが昨年十月二十四日をもちましてこのポツダム政令が失効になりました。そこで

この失効に伴ひまして、昭和二十四年二月十五日以降に設置された新電話についても、譲渡禁止を解除いたしたわけがございまして、この方針は、この法律においても踏襲することとした次第であります。しかしながらこれらの譲渡を自由にするに伴ひまして、投機的あるいは射利的な加入申込み等が相当予想されますので、これを抑制するために、電話加入権を譲渡した人は、その譲渡した日から一年以内に新たにその同じ加入区域におきまはして、新しく電話の申込みをした場合によつては承諾しないことがあり得るといふことを根拠に置いたわけがございまして、

市外電話につきましては、特別に御説明申し上げるようなことはございせん。現行の制度と大体同様でございまして、

第四章は公衆電気通信設備の専用関係についての規定がございまして、これらの専用線につきまはしても、大体電話の加入とほぼ同様の制度をこの専用線に取入れられておりました。特別に御説明申し上げるようなこともございせん。

第五章は料金についての規定でございまして、現在電報電話の各種サービスにつきまはしての料金は、電信電話料金法中に細大漏らさずこれを規定してあるわけがございまして、ただ例外といたしまして、国際電報及び国際電話の料金につきましては、郵政大臣の認可料になつております。ところが公社、あるいは会社となりまして、これらの料金につきまはしてすべてこれを法定するといふことはいかかと思われまはすので、通常電報の料金あるいは加入電

順番開通の方は、なか／＼と加入者増設がはかどらない。このために申込みがだん／＼とたまるばかりでございます。したので、大正八年に至りまして、この順番開通による申込みをストップしたのであります。その後におきまして、細々ながらもこの開通はいたして参つたのでございますが、遂に昭和十一年だつたと存じますが、この開通を中止いたしました。今日に至つておるわけでございます。これらの申込み登記をなされた積滞の申込みが、原簿上約十二万あるわけでございます。ところがこの十二年の間にございまして、その後多年を経過しております。その間にございまして、震災あるいは戦災等を経て参つておるわけでございます。現在においては、これらの申込みというものが、現在においてはたしてどれだけ真実の申込みがあるかどうかということについての整理もいたされておらないのでございます。今回電気通信法を根本的に改正するの機会におきまして、これらの積滞の申込みを一応洗い直しまして、それによりまして、残つたこの申込みにつきましては、公益優先によりまして受領をそこなわぬ範囲におきまして、できるだけすみやかにこれを架設するという方針をとることとした次第であります。

次に、現在はPBXにつきましましては、その設置及び保存を公社が行うことといたしておりますが、先ほど公衆法で御説明いたしましたように、今後は利用者の設置及び保存を認めるといふことになりましたので、現在加入者が設置いたしております、公社が保存をいたしておりますような設備につきましては、この機会におきまして、加入者の意思を尊重いたしまして、公社が従来通り委託を受けてやるか、あるいはこの際みずから保存するかのいずれかを選択せしめる余地を与えることとした次第であります。

それから今申し上げましたPBXというものは、従来の甲種増設電話機でありましたが、それ以外に乙種増設電話機、いわゆる転換機によつて接続される電話機がございます。これは現在公社が保存しておりますが、今後これは公社が設置及び保存をするということといたしたいと存じております。それからこの関係法令の改正等のうちで、現在電話設備費負担臨時措置法という法律がございますが、この中で現在PBXを設置せんとする場合におきましては、その設置者がPBXの設置に要します実費を全部設備負担金の形で公社に納め、しかもその財産権は公社に所属するという建前になつておりますが、今回PBXに私営を認めるということがいたしましたのと関連いたしまして、今後におけるPBXを公社に申し込む人につきましては、その設置に要する実費は、今後は電信電話債券の引受という形に変更いたしたいと考えておるわけでございます。

以上がこの施行法における重要な点であります。以上、三法案のごく概要を御説明申し上げたわけでございますが、引続きまして、公衆電気通信法の別表に掲げられております料金額のうちで、今回の二五%の料金改訂につきましてのごく概要を、あわせて御説明申し上げます。

今回のこの料金改訂につきましては、本年度におきましては八月一日からの実施を予定いたしております。八月以降来年の三月までの本年度内八箇月分の料金収入といたしましては、一応現行料金におきまして五百二十八億の収入が見込まれるわけでございますが、この約二五%の増収、すなわち百三十四億というものをこの際のはかることとしての値上げを企図しておるわけでございます。なお二五%の増収をはかるための年平均額によりまして増収は約二百億と相なります。

まず電報の方から申し上げますと、電報につきましては、これは前回提出いたしました一割の値上げ案の場合と同様でございます。市外の電報料のみについてこれを行います。市内電報料あるいは翌日配達電報料等については値上げをいたしません。市外電報料につきましても、基本料現在十字まで五十円のものに六十円に値上げするだけにとどめまして、累加料の五字増すと今現在十円をとおっておりますが、この累加料につきましてはすえ置きといたしまして、これによりまして、現在の電報の一通当りの平均字数は二三・五字と相なつております。二三・五字と申しますと、現在の料金で申し上げますと七十八円になります。これが今回の値上げによりまして八十八円と相なりまして、その平均の一通当りの字数で計算いたしますと、ここにありますように値上げ率は一三%と相なるわけでございます。電報につきましてはそれだけでございます。他のものはすべて値上げをいたしません。

次に電話料金でございますが、電話料金につきましては、度数制の局と均一制の局とにわかれるのであります。が、度数制の局につきましては従来の

度数料一度ごとに五円をとつておつたわけでございますが、今回はこれを十円といたすことといたしたわけでございます。それと関連いたしまして従来基本料は、電話を一度も使わなくとも必ず徴収しておつたわけでございますが、今回は最低度数料の制度を加味いたしまして、この基本料の中で一月の使用度数六十度までの分につきましては、この基本料の中にこれを加えたわけでございます。これによりまして、具体的例をあげますと、東京の事務用の電話で申し上げますと、現在は基本料は五百四十円でございます。この一加入者の平均通話度数は一日八・八度でございます。これで計算いたしますと、現在の負担は一加入につきまして千八百六十円でございます。これをたいたいまの最低度数料を加味いたしました新しい基本料九百円と、それからあと八・八度の一度ごと十円の度数料で計算いたしますと二千八百三十円、約五二%の値上げということに相なるわけでございます。なお大阪で申し上げますと、約四五%ということに相なります。

なお従来は加入者の数によりまして電話局の種類をつけておるのであります。加入者五万以上のものにつきましては、これを二級局として全部を一律に扱つておつたわけでございます。ところが現在におきましては、すでに東京の加入者数は二十三万に相なつております。また大阪は現在約八万でありまして、同じ二級局におきましてもこれほど差があります。利用価値の面あるいは経費の面から申しまして、これを同一に律するということはかえつて

おかしいわけでございます。今回は一級局の刻み方を改めまして、新一級局と申しますのは加入者二十五万以上のものを申します。新二級局は加入者数十五万から二十五万まで、新三級局は加入者数五万から十五万までというように、現在までの二級局を三段階にわけたわけでございます。

それから従来は度数制の局につきましては、住宅用と事務用とによりまして基本料の差をつけたわけでございます。東京におきましては事務用が基本料五百四十円に対して、住宅用は三百八十円というようにしておつたわけでございます。ところが今回の最低度数料をとりまして、これによりまして、基本料に事務用と住宅用の区別をつけるということがあまり意味がないということになりましたので、この際この区別を廃止することといたした次第であります。現在におきましては住宅用におきましては、一月の電話度数が東京におきましては約六十度でございます。それで計算いたしますと現在東京におきましては三百八十円の基本料と六十度の一度数五円、度数料は三百四十円、計六百八十円、これが今回の九百円、六十度分までは基本料に含まれますので九百円となる、それで計算いたしますと値上げ率は三二・四%と相なるわけでございます。もう一つは度数制の局につきましては、従来は大口利用者は全部PBXを利用しておられるわけでありまして、PBXに収容されております加入電話につきましては、基本料のさらに五割の加算額をとつておつたわけでございます。ところが今回はこの度数料を五円から十円に値上げするということにいたしましたので、大

おかしいわけでございます。今回は一級局の刻み方を改めまして、新一級局と申しますのは加入者二十五万以上のものを申します。新二級局は加入者数十五万から二十五万まで、新三級局は加入者数五万から十五万までというように、現在までの二級局を三段階にわけたわけでございます。

それから従来は度数制の局につきましては、住宅用と事務用とによりまして基本料の差をつけたわけでございます。東京におきましては事務用が基本料五百四十円に対して、住宅用は三百八十円というようにしておつたわけでございます。ところが今回の最低度数料をとりまして、これによりまして、基本料に事務用と住宅用の区別をつけるということがあまり意味がないということになりましたので、この際この区別を廃止することといたした次第であります。現在におきましては住宅用におきましては、一月の電話度数が東京におきましては約六十度でございます。それで計算いたしますと現在東京におきましては三百八十円の基本料と六十度の一度数五円、度数料は三百四十円、計六百八十円、これが今回の九百円、六十度分までは基本料に含まれますので九百円となる、それで計算いたしますと値上げ率は三二・四%と相なるわけでございます。もう一つは度数制の局につきましては、従来は大口利用者は全部PBXを利用しておられるわけでありまして、PBXに収容されております加入電話につきましては、基本料のさらに五割の加算額をとつておつたわけでございます。ところが今回はこの度数料を五円から十円に値上げするということにいたしましたので、大

おかしいわけでございます。今回は一級局の刻み方を改めまして、新一級局と申しますのは加入者二十五万以上のものを申します。新二級局は加入者数十五万から二十五万まで、新三級局は加入者数五万から十五万までというように、現在までの二級局を三段階にわけたわけでございます。

それから従来は度数制の局につきましては、住宅用と事務用とによりまして基本料の差をつけたわけでございます。東京におきましては事務用が基本料五百四十円に対して、住宅用は三百八十円というようにしておつたわけでございます。ところが今回の最低度数料をとりまして、これによりまして、基本料に事務用と住宅用の区別をつけるということがあまり意味がないということになりましたので、この際この区別を廃止することといたした次第であります。現在におきましては住宅用におきましては、一月の電話度数が東京におきましては約六十度でございます。それで計算いたしますと現在東京におきましては三百八十円の基本料と六十度の一度数五円、度数料は三百四十円、計六百八十円、これが今回の九百円、六十度分までは基本料に含まれますので九百円となる、それで計算いたしますと値上げ率は三二・四%と相なるわけでございます。もう一つは度数制の局につきましては、従来は大口利用者は全部PBXを利用しておられるわけでありまして、PBXに収容されております加入電話につきましては、基本料のさらに五割の加算額をとつておつたわけでございます。ところが今回はこの度数料を五円から十円に値上げするということにいたしましたので、大

口の利用者に対する負担を若干調整する見地から、この加算額の五割のものを廃止することとした次第でございます。

以上によりまして、度数制局の基本料と使用料を合せました平均の値上率は五三%に相なるわけでございます。均一制の局につきましては、新しい五級局、昔の三級局というものは、度数制の局と均一制の局とが同じ三級局の中で並存しております。そこでこの同じ三級局の度数制の局の料金とそれから均一制の局の使用料は、大体バランスされる必要がございます。ただいま申しましたような平均の通話度数で計算いたしました度数制局の使用料とバランスさせまして、新しい五級局以下の料金を定めたわけでございます。

なお均一制の局につきましては、従来事務用と住宅用の区別がもろろあつたわけでございますが、これにつきましては今度もこの区別をなくすということになりまして、住宅用の加入者の負担が一挙に増加いたしますので、従前同様におおむね事務用の使用料の約六割見当の料金を住宅用の料金と定めたわけでございます。

公衆電話料につきましては、これは度数料を十円にしたこととあわせまして、また一方硬貨の採用というようになるとかかんがみまして、一度ごとに現在五円を十円といたしました次第でございます。

次に市外電話料でございますが、現在近距離の区間の料金が、これにかかります経費を相当割っておりますので、近距離の区間の料金を主として上げるといふこととした次第であります。

またその際現在の電話は、電車、バス等の交通機関等の料金との関係も見まして、大体妥当な線というものは出したわけでございますが、現在最低十キロまでの区間は七円となつておりますが、これを十円にする。それから以下二十キロ以下のところにつきましては、現在それより十円とか十五円になつておりますが、この現行料金にそれより十円ずつ加算することとした次第であります。そういたしましたので、三百八十キロの区間までは、現在の料金に十円ずつ加算する。三百八十キロ以上の区間につきましては、現行料金をすえ置くということとしたのであります。三百八十キロまでの区間と申しますと、東京から西を例にとりますと東京から豊橋まででございます。そこで東京から名古屋とか、あるいは大阪以西につきましては、市外通話料は今回は値上げに相なりません。

次に即時、準即時区間につきましては、大体現在同様一般の市外通話との比較権衡を見まして、大体五割から八割増しというふうな定めたわけであります。これはサービス改善等から見まして、大体この程度のところがいいのじやないかというふうな定めた次第であります。また即時、準即時通話区間におきましては、現在特に大都市近郊等におきましてゾーン・メーター・システムと申しまして、たとえば川崎とかあるいは武蔵野の電話局の加入者は、東京の加入者に市外通話をいたす場合にはゼロをまわしまして、あとたに東京の加入者番号をまわせば、直接東京の加入者と通話ができるようになつております。その場合におきま

しては、——武蔵野の加入者が武蔵野の局の加入者に通話をいたす場合には、度数計が一回まるだけでございます。ところが東京都内の加入者にかけますと、その際には度数計が三回まわるようになっております。それら関係で度数計一回十円ということにいたせば、どうしても度数計の倍の通話料というものが技術的に困難な点もありませんので、それらの点も加味いたしましてこれらの料金を算定いたしましたわけでございます。なお今回は来る九月一日より東京・名古屋・東京・大阪・名古屋・大阪の三都市間におきましては、即時通話が実施される運びと相なりました。従来即時、準即時通話というのは大体短距離区間でございましたが、今後におきましてはこれらの長距離の区間におきましても、これらのサービスが実施されることと相なるわけでございまして、それらの料金につきましてもそれより定めたわけでございます。なお即時、準即時区間の特に長距離の部分、八十キロ以上の区間につきましては、夜間の通話の混雑制をこの際実施することといたしました。午後八時より翌朝の午前七時までにおきまして夜間通話につきましては、その区間におきまして普通通話料と同額といたすこととした次第であります。これによりまして具体的に申し上げますと、東京、大阪間では現在七百十キロの区間になつております。普通通話料が百六十円でございます。ところが現在におきましては、東京、大阪間におきましては、特急通話が五二%、至急通話が二〇%程度を占めております。それらの通話はそれより四百

八十円なりあるいは三百二十円というものを要してあるわけでありますが、今回この即時通話を実施することによりまして、東京、大阪間の料金は二百九十円ということになりましたので、実質的に申し上げれば市外通話の値下げと相なるわけでございます。また従来におきましては東京、大阪間の夜間におきまして普通通話料が十分事足りておつたわけでございまして、今回は先ほど申し上げましたような夜間におきまして普通通話の利用者に対しましては、その料金に変更を加えないというふうな措置を講ずることとした次第であります。

次に専用料金でございますが、市外専用料金につきましては、ただいま申しました市外通話料を三百八十キロの区間までについて値上げをするに伴います値上り分だけでございます。一般の専用については普通通話料の二百倍、新聞、放送等につきましては普通通話料の六十倍という倍率につきましては、すえ置きといたすこととした次第であります。

なお申し忘れましたが、市外通話料の値上率は三三%でございます。ところがこの市外専用料についてはただいま申し上げましたように、中距離以上の区間については値上げをいたしておりませんので、これらをきめまして、一般に市外専用線は長距離のものが相多いいわけでございますので、一般利便については一七五%、新聞放送関係については一四三%にとまるわけでございます。市内専用料及び電信専用料につきましては、この前の一割値上案と同様でございます。現在そ

れぞれ実費を相当割っておりますので、これをそれより約五割の値上げをいたすこととした次第でございます。

以上簡単にございまして、三法案の逐条説明にかえまして、法案の内容のおもなる事項及び料金改訂の主要な事項についての御説明を終りたいと存じます。

○成田委員長 質疑を続けます。質疑は通告順にこれを許します。なお本日は電電公社当局も出席されておりますので、念のために申し上げます。廣瀬正雄君。

○廣瀬委員 二、三質疑をいたしたいと思ひます。私の質疑は、第一が拡充五箇年計画について、第二が経営の合理化について、第三が料金の値上げについてお尋ねしたいと思ひますので、政府当局あるいは公社の方から適宜お答えを願ひたいと存じます。

まず拡充五箇年計画についてであります。今回私どもの手元にわたつております参考資料によりますれば、設備の整備拡充をいたすための五箇年計画というところを拝見したのであります。私にはこれに比べて二千七百億円というまことに膨大な資金を必要とするというところになっておるのであります。私はこれはあまりに膨大に過ぎはしないかと思つております。前の国会におきましては、同じく五箇年計画でありましたけれども、料金の値上げは平均一割であつたわけであります。今回の計画も政府資金の繰入れでありますとか、あるいは公債債でありまして、あるいは公債債によつての拡充計画でありますれば、けつこうでありますけれども、平均料金二割五分の

値上げをいたしての拡充計画でござい
ます。そういうことを考えましたとき
に、私はこの計画は、他の国家的年次
的計画と比べまして、たとえば食糧
増産五箇年計画でありますとかいうよ
うな他の国家的的年次計画と比較いた
しまして、あまりに大き過ぎる計画で
はないかというように考えるのであり
ます。従つてその計画の規模を、ただ
いまの計画の通りに目標を置きますな
らば、年数を延長いたしますとか、あ
るいはまたそうでなくて規模を小さく
いたしまして、毎年の過程を縮小する
というところにつきましてのお考えはな
いか。それは昨今の国民の輿論の反対
が非常に強いということから考へまし
て、あるいはあるのじやないかという
ように考えるのであります。それら
のことはいかがでございませうか、
お尋ねいたしたいのであります。

それからこの五箇年計画は簡単な計
画書でありますので、内容の詳細なこ
とはわかりかねますけれども、これを
拝見いたしますと、まことに大都市偏
重主義のようであります。加入電話の
拡充の問題にいたしまして、電話局
新設問題にいたしまして、ことごと
く営利主義に基きましたところの、大
都市中心主義がうかがえるのでありま
して、もとく通信事業というものは、
正確、迅速、秘密、低廉、公平とい
うことと並んで、普及ということをも
ツットとして以前の通信省はやつて
おつたのであります。その後新しく公
社になりましたけれども、このたびの
公衆電気通信法案の第一条、「あまね
く、且つ、公平に」という言葉が使つ
てあるのであります。その「あまね
く」という言葉は、私はある程度こう

した公共事業におきましては、採算を
度外視いたしまして、こうした文化施
設というものをどんな僻遠の地にも普
及させるということが一つのねらいで
なくてはならない、かように考えるの
であります。そういうようなことを
考慮に入れてないということ、非常に
遺憾に思ふのでありますけれども、御
当局の見解はいかがでありますか、お
尋ねをいたしたいと思います。

次に、前の国会におきましては、資
金運用部の資金というものを四十億円
借り入れる計画であつたやに承つてお
りませうけれども、今回は全然資金運用
部資金の借入れを考へていないよう
であります。私は、塚田郵政大臣ある
いはまた梶井公社総裁は、まことに政治
的な手腕に富んだ有能な方と思つてお
りますが、さようなお二人がおられる
にかかりませう、政府資金の借入れ
ができません、政府資金の借入れ
ができません。本年に限り、あとの続きます
四箇年におきまして、全然さうな
ことが考へられていないことを、
私はまことにさびしく思うのでござい
ます。この資金運用部の資金の獲得と
いうことにつきましての御経過なり、
また今後の御決意なり、御努力の方向
なりをお示しを願ひたいと思ふのであ
ります。

は、別途の資金を充当するのがほと
うであらうと思ふのであります。この
繰入れを全然認めないということは申
しませんけれども、この割合をいまま
しく削減するといふお考へが必要で
はないかと思ふのであります。以上
承りたいと思ふのでございませう。以上
が第一の拡充五箇年計画についての質
問でございませう。

次に、損益勘定から建設資金に七十
六億円を繰入れてありますが、これは
料金増収の百三十四億円のうちから持
つて来ておることになつております。
新しい建設によりまして既存の加入者
が利益を受けるということはもちろん
でありますけれども、原則的に申しま
すれば、かような建設資金というもの

いかということをお尋ねいたしたいの
であります。
次にやはり合理化についてのお尋ね
でございませうが、ただいま中間監査等
によりまして、購入につきましての必
要の雑費というものが非常に多いよう
に私は聞いておるのでございませう。
この点も事業の合理化のためにまこと
に遺憾に思ふので、改善の余地は
ないかということをお尋ねいたしたい
と思ひます。

次に同じく経営の合理化でございま
すが、ただいま公社の注文は、これこ
れの性能を持つた機械をつくつて参る
ようにというふうな、まことに殿様式
な方式で注文を発せられておるので
あります。従ひまして、自然コストが
高くなるというふうなことが考へられ
るのであります。公社の中には権威
ある電気通信研究所というふうなもの
もございませうから、そういうところで
技術の研鑽を積まれて、こうしてきよ
うな殿様式の注文でなく、もう少し具
体的な、業者からつけ込まれないよう
な、反撃されないような発注ができな
らうと思ふのであります。このたび九
月一日から東京に、昔の官
練の復活でありますところの高等科が

設置せられるということでありまし
て、私も双手をあげて賛成をし、喜
んでおるわけでございますが、しかる
にその収容人員はわずかに六、七十名
にすぎないということでありませう。
ところが電電公社の従業員は、長い間の
こういう養成機関の空白がありましたた
ために、希望者は全国的にずいぶん多
いであらうと思ひますので、わずか
六、七十名ではどうも救済はできな
い、そうした熱望をかなへることはで
きないと思ふのであります。しかしな
がらこの高等科というものは、中央に
一箇所しかございませうので、さよう
な形態でもいたしたかたがないとい
はしても、私はこの昔の官練、新しい
高等科に対しまして、新しい中等科と
もいふべき養成機関の復活が特に必要
だと考へるのであります。全従業員は
中央の高等科よりも、こちらの方を切
実に願望しているということが言える
のではないかと考へるのであります。
て、せひとも高等科の設置とあわせま
して中等科を、ただいま各地方に設置
せられておりますところの通信学園に
並置いたしまして、——ただいまあり
ますものを普通科というふうなことに
でもいたしまして、これに中等科を並
設するということをごくめんを願つ
て、そして限られた従業員の能力を
向上させる、教養を高める、技術を習
得させるということにつきましてのお
考へを願ひたいと思ふのであります
が、これにつきましての御当局のお考
へはどうでありますかというところを承
りたいと思ふのであります。これが二
番目の経営の合理化についてのお尋ね
でございませう。

第三に、料金値上げについてござ
いませう。

いすが、お尋ねいたしました第一、第二が、私が考えております通りにならねられるということになりますれば、料金値上げということには必要でないということになるのではないかと、いふことも考えられますけれども、しかしながらある程度の料金値上げというものは、必要であろうということも考えられます。しかし私どもは低価格政策というものを、強く打出さなければならぬというのを考える。吉田総理も最近コストの引上げということ、貿易の振興等に関連いたしました

申しておりますが、私もさうなことでなければならぬと思っております。日本の産業の基礎をつちかともいうべき電業事業におきましては、特にさうなことを考えなくちやならないと思っておりますが、これにつきまして基本料金が、事務用と家庭用というものを一緒にいたしまして、東京におきましては九百円に値上げする。もつとも六十通話という特典がございますけれども、あまりに基本料金の値上げがひど過ぎはしないか。また家庭用と事務用というものを、度数制の場所におきましては、均一制の場合に残してあるという理由は、那邊にあるかということもお尋ねしたいと思っております。また度数料を五円から十円に、十割も値上げするということも、私はひど過ぎると思っております。私は

ひびきと申すのであります。あつた程度に値上げはやむを得ないと思つたとしても、たとえば三百回までは幾らにするか、あるいはそれ以上は幾らにするか、あるいは四百回以上は幾らにするかというような通減の方途を、度数料においてお考えになる必要

はないかということも考えるわけでありませう。

いま一つ申し上げたいことは、市外通話料でございますが、この値上りは大したことはないにいたしまして、深夜あるいは早朝の割引が、私は必要ではないかと思つております。三割ないし五割の割引が、経営の合理化という点から申しまして望ましいと思つております。私は深夜、早朝の割引をお願いしたいと思つておりますが、その点につきましてのお考えはどうであるか。

料金につきましては、いろいろ申し上げたいことがありますが、それだそこまでは進んでおりませんので、その程度にとどまして、以上大きく三つの点につきまして、御当局の御見解を承りたいと思つております。

○成田委員長 今の廣瀬委員の質問は非常に多岐にわたつておりますが、公杜側と政府側とどちらに御答弁願うか、お打合せの上、適宜に御答弁を願いたいと思つております。

○梶井説明員 数多くの御質問でありますので、全部をお答えいたしかねると思つておりますけれども、そのおもなものにつきまして、私からお答えいたします。

第一に、拡張計画の規模が大き過ぎはせぬかという御意見であります。現在の日本の電話というものは、過去八十年近くの間官営といつたしまして、国家財政の制約のために、ほとんど自然の発達といつたものではできません。従つて現在の日本の電話の普及率は、御承知の通り世界で二十二番目になつております。従つてさうな通信の萎縮した状態におきましては、わが国における経済活動は非常な損害を受けるわけでありまして、経済活動に十分なる電話を架設するためには、一昨年です。電通省時代に、審議会において諮問された際に、その意見として、加入者を五年ないし十年の間に三百万増設しようという御意見が答申されたのであります。それから見ますると、この五年間における加入者の増加数は、わずかに七十万という程度でありまして、決して規模が大に過ぎるというような懸念はないと存じております。むしろ小に過ぎるのではないだろうかと思つております。

また拡張計画において、都市重点主義になつてはせぬかという御意見でございます。都市に重点を置いておられるのは、都市に重点を置いておられるので、都市の方が非常に普及しておられる。従つて希望者の数というものは、現在積算してありますが三十八万ございませうけれども、その大部分は大都市のみであります。従つて、決して営利主義によつて都市に重点を置いておられるのではなくて、国民の要望に沿つておられるのであります。また預金部資金につきましては、昨年度までは百三十五億の預金部資金を借りておりました。しかるに今度の予算におきましては、預金部資金は一文も借りておられぬやないか、それははなはだしく政治的手腕を欠如しておられるのではないかとおしかりをいただいたのであります。これは大蔵省といたしまして、先般国鉄並びに電電公社に対しては、預金部資金の伸びというものは非常におそくなつて来た。従つて公社におきましては、預金部資金ではなくて、公社の性格上社債が募集できるものであるから、預金部資金にかわるものとして社債の募集によることにするといつておりました。従つてこの前の国会に出されました予算におきましては、預金部資金を四十億に減らしまして、そうして社債を百億、百四十億というものが二十七年度の百三十五億に匹敵しておつたわけでありませう。しかるに国会が不幸にして解散になりました結果、今回の提出予算は四箇月暫定予算になりましたために、残されるころわずかに八箇月でありませう。従つて社債市場の募集の期間といふものは非常に短くなつたので、百億の募集は困難であるから、七十億に削減しなければならぬ、この点は国鉄も同様な削減を受けたわけでありませう。また残りの預金部資金四十億が今回削減されておりましたが、これにつきましてはおわれ／＼として、国家財政の都合上削減されたものと考えますけれども、そのきわめて一部でありますけれども、国際電信電話株式会社が株式を売却いたしました代金が三十二億編入されております。これはこの前の国会においては二十億入つておりましたが、今度は全額三十二億、つまり十二億だけふえておりました。

私といたしましては預金部資金を貸していただけるものならば、もちろん貸していただきたいと思つておられます。しかも将来においてかような社債または預金部資金というものについては、増額をして借りる意思はないのかというお尋ねであります。これは五箇年計画をこらん願えばわかりませう。昭和二十九年におきましては公債債券または政府借入金金は、二十八年度七十五億に對しまして、百六十億になつております。また三十年度におきましては百一十億になつております。その後漸減しておりますけれども、やはり二十九年度の計画を実行いたすといつたしますならば、来年度におきましては社債はもろ／＼百億、また預金部資金は六十億程度の借入金をしなければ、この計画は実行できないわけでありませう。私どもといたしましては、本年度においてこそ預金部資金を借りることにはできなかつたけれども、将来においては必ずしも不可能でないと思つておられる次第であります。またさうな懸念を失つておられるわけはありませう。

それから合理化の問題につきましては、今の物品購入のことは、後ほど資料局長または経理局長から御答弁いたしますが、従業員の管理員について申し上げます。従業員の管理員が多過ぎはせぬかというお話であります。これは先般御説明いたしました通り、昨年の十一月の機構改革におきまして、一万四千名の管理員を現業の方へ配置転換いたしました。今後におきましても再教育をいたしまして、現業において働ける能力を持つ者を管理員から漸次現業職員に配置転換して行くといふことによりまして、現業職員の負担をできるだけ軽くするといふ方法をとらなくてはならぬと思つております。現在現業職員の負担といふものは、戦前に比較いたしました二〇%ないし四〇%負担過重になつております。従つて現業職員は非常な過勞をしております

ので、どうしてもわれわれとしましては合理化の見地からして、管理員から現業員にかえなければならぬという考えを持つております。また養成機関の問題につきましては、先ほど高等科を地方学園において二箇年の課程をもつてやる、それは非常に賛成であるが、中等科というものはどうしたかというお尋ねであります。現在各通信局におきましては、おの／＼十の学園を持つております。その十の学園において、一年の課程をもつて中等科を養成したいという考えであります。従つて高等科の収容人員が六十名というきわめて少ないでありますけれども、これは教育をいたします先生そのものの用意がいたしませんと、そう急に規模を大きくいたしても不可能なのであります。年々歳々収容人員は増すつもりであります。地方の中等科においては十箇所でございしますから、少くとも六百人以上の養成ができるものと考へております。

それから料金値上げの問題につきましては、これは非常に多岐にわたりますので、後ほど文書が何かでお答え申し上げます。

○秋章説明員 先ほどの御質問に對しまして、總裁からお答え申し上げます。ことに關して、やや経理的な問題、それから資材關係に關する二、三の御質問がございましたので、私からお答えいたします。

損益勘定の七十六億が、建設勘定繰入額としては少し多過ぎはしないかという点でございます。これはただいまの總裁の資金關係の説明とららはら關係になるのであります。私も、むろん先ほど總裁から御説明申し上げ

ましたように、資金の源泉を預金部からもらいたくないということば毛頭考へてはならないのであります。貸しとけるものならば幾らでもその方面を開拓するということは当然であります。しかしながら公社になりまして、従来のごときいつでも政府資金に百パーセント依存しているというようなことは、今後相当考へなければいけません。企業とすれば当然今後相当の利益剰余金というものも出してさしつかえないのじやないか、ただその金額が非常に多額にわたるといふことならば、公益企業として思わしくないかと存じますが、この程度の金額というものは料金収入、現在の全収入に比べまして八%とか九%とかいふ程度のものであります。そういう点では今後公社の財政の健全化をはかるという意味におきましては、ある程度の利益剰余金というものを生じてもやむを得ないのじやないか。しかしながら会社ではないから、これが配当になるとか、あるいは、公社以外に流出して、むだに流れるということならば、容易ならぬ問題であります。そのために公社ができたのであります。すべてそうしたものは設備の改良に還元される、あるいは建設にまわる、それはすべて加入者の利益の便宜の向上になるのであるという観点から、この程度の金額は理論的にもさしつかえないのじやないか、こういうふうにお尋ねいたします。この程度の金額が生じたのであります。その程度は、そうかといつてこうしたものだけで建設勘定というものをまかなうものでは毛頭ないものであります。一般の公算もたくさんございしますし、償却資金もございしますし、それに加え

て先ほど總裁が申しましたように政府資金というものは、もし貸してくれるならばむろんこれを辞退する気持は毛頭ないのであります。

それから経営の合理化の点で、資材關係に對しての御質問がございました。が、まず第一に現在電電公社は大メーカーに對して隨意契約をやつておるが、指名競争程度に直したらどうか、この点につきましては必ずしも大メーカーではなく、全部のメーカーに對して大体において隨意契約でございします。ただ資材の中にもいろいろ品物がございまして、一口に用品と申しますか、従業員の被服とか、自転車とか、車とか、紙とか用度品、器具、こうしたものは競争あるいは指名競争になつておるものが多いのであります。通信事業の本体をなしますところの器材、線材につきましては、大部分が隨意契約といつてさしつかえないのであります。なぜ隨意契約をこうしてやつておるかといふことは、電気通信事業の特質であり、また電電公社の契約のほんとうの特質であると考えるのであります。それは現在通信事業は御案内のように私どもしかやつてないといつても過言でないものであります。ことに有線につきましては絶対電電公社だけでやつておるわけでありまして、従いましてこうした通信器材を供給するメーカーといふものは、依存度が百パーセントないし大部分のパーセントは電電公社に依存しておる。ここに非常な契約資材行政上むずかしい問題が起るのであります。私どもも何とかして現在の業界に刺激を与えて、ある程度競争をさせるということも考へては非

常にまた危険もはらむのであります。それはどういふことかと申しますと、メーカーが唯一でありますがゆえに、公社で物を買わないといふことは、とたんにその会社の不景気かという問題ではなくて、つぶれるという問題の起るものが多いわけでありまして、その点では非常に頭を悩ましておるものであります。私どもは単なるパイパーであつて、最も安い物を買えばよろしいのであります。ついで物を買いはある程度の行政というものをせざるを得ないという立場にあるのであります。その行政という点は國家のなすべきことであつて、私どものなすべきことではないと言われましても、こうした特異な業界と、それから需要者との關係から、どうしてもこの業者というものを倒さないで行く、しかも温室的に育て、高いものを買わないようにして行くといふむずかしさがあるわけでありまして、これが一番根本的に私どもの電気通信器材業界、線材業界との關係において、一般の産業と非常に違う特色でございます。

その次に品質の点で、私どもはとにかく技術的に非常に高度な優秀な品物を持ちたいという特色が、ほかの品物以上に強ございまして、その点で隨意契約でない一般の競争契約あるいは指名競争にいたしましたも、ややもすれば談合になる、あるいは品物が粗悪になるといふ点で、結局まわりまわつて悪い物を買うという結果になりはしないかという点が、非常にまたわれわれの心配の種になるわけでありまして、この点は私どももこうした物の買

方をする上において、反面業界が温室内になり、企業努力を忘れ、ついで電電公社に依存するといふ度合いが高くなるということも警戒をしながら、やはり物は予定価格というものをできるだけ合理的に立てて、そしてメーカーの品質というものをメーカーの会社の経営の内容というものを検討しては、その会社に対していつも勧告なり注意をして、いい物を買つて行く、こういうやり方をとつておるわけでありまして、その点は私どもも漠然と隨意契約しておるのではなくして、通信省始まつて以来長い間隨意契約というものが私どもの仕事に關しては會計法のあるときでも認められた非常に特色であつたのであります。但し御注意のほどもございしますから、私どもも一層この点については配慮いたしまして、御忠告の線に沿つて行きたいと思ひます。

それからやはり同じような回答にならぬと思ひますが、殿様式な注文ではないか、コストも高くなつて非常に安易な発注をしておられないかといふことございしますが、多少その点にも触れたように記憶しておりますが、私どもも納品の仕様については電気通信研究所がございまして、この研究の成果に基いて、仕様課というものがあつて、これに基いて厳正な発注をしておるわけでありまして、ただあるいは非常にその注文がうるさくて、案外高いものをかうのじやないか、仕様がうるさ過ぎてかえつて高い。もう少し現実的な仕事に合はばいといふような注文の仕方をするといふ点については、確かに昨今總裁あたりからも注意もございまして、相当改善もしておりますのであります。ややもするとあまりにも技術的に走り過ぎて、経済的にはマイナスにな

るといふような点があつたかと思ひますが、この点は現在十分注意をしておるわけでありませう。

それから購入について中間雑費が多

いといふような御指摘でございますが、御質問の趣旨がはつきりして了解できなかつたのであります。多分この検査をする場合、あるいはメーカーなり業者が物を売りつける場合の営業費と申しますか、そういった経費が電話電話関係の品物をサブライする上においては非常に多いといふ御注意と思ひますが、この点については私どもは実際問題として、会社の経営内容を一々見ているわけでもないわけでありませうが、私どもは電話公社こそ物を買う上においては営業費が最もいらぬところだといふ点を非常な確信を持つて自認しておりますが、この

点は私どもも最近まで資材の方も担当した経験もあるのであります。ほかの一般の会社あるいは一般の官庁、いろ／＼な点と比較して、率直に私どもについてはそうした営業費のコスト高といふものがあるかどうかといふことを、ほんとうに公平な第三者の立場から言つてもらひたい。これはもう普通に質問したところではまともな返事もないと思ひますけれども、正直なところまじめな人の御意見を私どもも拝聴しまして、最近こうした中間雑費といふものは、電話公社に関する限り非常に減つて来ているといふことをたびたび聞かされておるのであります。

これはしかしただ私どもがそう思つておるだけではないのであります。もしそうした御非難なり御注意がありませうれば、私どもも十分また今後とも一層気をつけて、こうした中間雑費を

業者なりメーカーにかけないよう努力したいと思つております。以上をもちまして總裁のお答えの補足を申し上げた次第であります。

○吉澤説明員 料金の御質問に對しましては大分具体的にこまかい問題がありましたから、私からお答えを申し上げました。一番初めの基本料の値上げが、今回の料金の建て方につきましても、基本料と度敷料という二本建を廃止いたしました。と申しますのは、基本料は度敷料を使つても使わなくてもそれは払うが、それ以外に一度使えば五円を払うのが度敷料で、今日の制度でございます。今回五円を十円にしたという関係もあり、また従来からこの基本料と度敷料を含む最低度敷料というものが合理的ではないかといふことを研究してあります。今回の案では、基本料については六十度までは基本料の中に含める、こういうことになつたわけでありませう。従つてかりに東京の例をとりますと、現在事務用の基本料が五百四十円、それに対して一月六十度といはしますと現在五円ずつでありませうから三百円、結局八百四十円といふのが今回の基本料の九百円に當るわけでありませう。そういう意味で値上率にしましたら大体七・一％といふことに東京の例ではなつておる。それ以外の地方についてはほとんど値上げしない、あるいは現在より安くなつていふところもあると思ひますが、一日二度といふのは事務用としてはほとんどまれであります。そういうような意味で最低度敷料といふことが、今の基本料になつていふわけでありませう。そこでそういうような最低度

敷料をとりましたために、従来の住宅、事務用という区別はほとんどその必要がなくなり、かつ電話を持つておつて一月に六十回以下しか使わぬといふようなことはあり得ないといふことから、事務用と住宅の区別を廢してもきつつかえないといふことにいたしました。しかし均一制の場合におきましては、かりに今の均一使用料につきまして、同じように住宅と事務用の区別を廢したならば、現在の住宅の上り方の率が非常に多くなる。ことに地方におきましては、電話の利用価値から見まして、住宅そのものと事務用との利用価値とは、相当差があるわけでありませう。住宅と事務用の区別をそのまま存置したることになつていふわけでありませう。

次に度敷料の五円を十円にしたことでありませう。今も触れたこととございませうが、最低度敷料を一面とつたといふことは、五円を十円にして一度敷料に倍になるといふことでは、はなはだ負担が重かるうといふことも考へて、最低度敷料を採用したのであります。しかし六十一度からは十円ずついただくことになりませうが、その際にどのくらい負担が増すであろうかといふ實際の計算をしてみますと、他の料金をなくしたりあるいはすえ置くといふことがございませう。必ずしも各人の負担が倍になるといふことはないのではありません。たとえば東京での例を申しますと、大体平均が一日九度使つていませう、その場合にPBX、いわゆる私設交換も持たない場合でありませうと、五八％といふ値上げになるのでありませう。

度の方は、大体PBXを持つていませう。そのPBXにつきましても、従来の附加使用料はすえ置きまして、なお従来の加入回線につきましても基本料の五割の加算額がありませうが、その加算額を今回廢止したのであります。そのように廢止した点を考え、かつすえ置きの附加使用料を考えますと、PBXを持つていふ多数の利用者の方の負担は、大体一日四十度電話をお使いになる方で、今のような計算で行きますと五二％程度の負担増加といふことになるのでありませう。必ずしも倍といふことにはならぬようになつておるわけでありませう。

次に夜間の市外通話を低減したらどううかといふ御意見であります。これは今即時、準即時の特別区間につきましても、一般の待合時間区間の料金の五割ないし八割といふような増額をしてあります。夜でも今までは普通通話ができませうが、そういう一本の料金で従来よりも八割も高い料金を支払わなくてはならぬ不適當だといふことを考へまして、そのような夜間通話につきましても、夜間八時以後翌日の七時までの受付につき、その当該区間の普通通話料に相當する程度に割引したらどうかといふことを考へまして、今回の法案にはそういうふうな夜間通話低料制をとつていふわけでございます。しかし特定区間以外の待時通話区間におきましては、今日の情勢から見まして、全部に夜間低料制をやるというのとは時期尚早だといふことを考へまして、今後十分に調査いたしまして、一般的に実施したらどうかといふことを考へておる。

なのお度敷料の減額制をとつたらどう

か、こういうことも研究したのでございませうが、この減額制につきましても、アメリカあたりで減額制をやつておる。しかし日本と多少事情の違ふところがありませう。アメリカあたりは電話が普及して、通話の完了率が非常に多いのでございませう。むしろ通話を奨励する、あるいは加入者をうんと募集するといふ営業政策上、度敷料減額制は非常に意味がございませうが、御存じのごとく日本におきましては、まだ通話完了率が四割から五割程度でございます。こういうところでたくさん通話をすることを奨励する意味での度敷料減額といふことは、ちよつととりにくいのではないかと思ひませう。かつまたゾーン・メーター制といふことができますところがありますが、そういうところでは市内通話、市外通話が同じようにこみに度敷料に現われて来るのであります。そういった場合にどういふふうに通減制にするかといふような技術上の問題もございませう。なお研究を要すると考へておる。

○廣瀬委員 本会議も始まつたようでありませう。一応御意見として承つておきたいと思ひます。ただ五箇年計画の問題でありませうが、ここでは大にできないといふこととございませうけれども、前国会におきましては料金平均一割程度の値上げで五箇年計画を立てておられたのでありませう。今回は二割五分平均で五箇年計画になつておる。前回と今回はどの辺が違ふかといふことを研究したいと思ひませうので、それに関する資料の御提出をお願いいたします。

それから養成機関であります。今

第一類第十四号 電気通信委員会議録第六号 昭和二十八年六月二十九日

一

一

の總裁のお話は、地方の各地にありま
す電気通信学園に新しく昔の高等科を
復活するような、中等部というものを
常設的に新設する計画だと承つてい
るのですが、それでよろしゅうござい
ますか、それとも現在あるという御説で
ございませうか。

○堀井説明員 新たに置きますという
意味でございます。従来中央学園では
電信の技術者を九箇月の期間で養成し
ております。それはそれといたしまし
て、新たに中等科程度のもを一箇年
の課程で置くというのでございます。

○成田委員長 本会議が開会されたよ
うでございますから、本日はこの程度
にとどめたいと存じます。

なお明三十日、明後一日には、それ
ぞれ午前十時より三法案について参考
人より意見を聞くことになつておりま
すので、念のため申し上げます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十四分散会

第十六回 衆議院電気通信委員会議録
第四号中正誤

頁 段 行 誤 正
三 三 二六 「以下」 (以下)
八 一 二六 通話時数が 通話時数を

昭和二十八年七月三日印刷

昭和二十八年七月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局